

日 こ 第 43 号
令和2年4月21日

保護者の皆様へ

日南市長 崎田 恭平
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う保育所等への登園について (お願い)

このたび、全国に緊急事態宣言が発令されました。

市内の保育所等は、現在も開園しておりますが、国内における感染拡大の状況を踏まえ、下記の期間中、家庭においてお子様の保育が可能な方がいらっしゃる場合には、ご自宅での保育のご協力をお願いします

保育が必要な方につきましては、感染予防対策の徹底を図りながら、引き続き、通常どおり開園させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

1 期間

令和2年4月22日(水)から令和2年5月6日(水)まで

※今後の状況により期間が変更になる場合があります。


2 保育料の取り扱いについて

令和2年4月23日(木)以降に登園を控えた場合は、日数に応じて保育料を日割り計算して減額します。

※手続きの方法は、後日改めてお知らせいたします。

問い合わせ先

日南市子ども課子ども保育係

 0987-31-1131